

措置状況一覧表

平成16年度包括外部監査：委託契約

項目	指摘及び意見	講じた措置
徳島県消防防災ヘリコプター運航管理業務	当初契約時には、時間外手当70時間を想定して契約しているが、契約終了時に時間外手当に関する調査がなされていない。将来の契約金額にも影響するのであるから、調査はすべきである。	平成16年度の契約終了時に、過去3カ年の時間外勤務状況の調査を実施し、平成17年度の契約内容を検討するための資料として活用した。
ほっとコミュニケーション推進事業	広報誌の中にあるアンケートの回収率が極めて低く（5万部のうち30～40通）、県政の関心へのきっかけづくりだけではなく、県政への若者の参加という事業発案の目的に沿った誌面内容の工夫を期待したい。	平成17年度から巻末添付のアンケートはがきを廃止し、いつでもどこからでも気軽に意見が出せるよう、電子メールによるアンケートに切り替えるとともに、寄せられた意見を誌面に紹介するなど、若者が県政に参加できるよう工夫した。
海外派遣要員養成のための英会話研修事業	100万円以上の契約金額であるにもかかわらず、随意契約となっている点の妥当性に疑問がある。競争原理を導入すべきである。	平成17年度の契約締結に当たっては、100万円未満の予定価格であったが、より競争原理が働くように、研修内容や委託契約の実施手順の見直しを行うことにより、契約金額の一層の引き下げを図った。
徳島県職員会館の管理運営業務及び利用料徴収事務	「徳島県職員互助会に職員会館を委託することにより、福利厚生事業の総合的効果的な展開を確保することが可能となる」という。しかしながら、職員会館だからといって、その管理運営を委託する相手が、必然的に互助会になるとは思われない。現に互助会は、委託業務の半分近くを民間業者に再委託している。	徳島県職員会館は、職員の健康づくりと教養の向上を図る目的で建設された福利厚生施設であり、職員の福利厚生事業を共済組合と補完し合いながら実施している職員互助会に委託することで、総合的・効果的な福利厚生事業の展開を確保しているところである。 また、平成18年度から委託業務の再委託は行っていない。
	互助会からの再委託に関しては、入札等が行われていて公明性は確保されているというが、平成6年度以来業者が変更されたことはない。多額の県費を支出するのであり、再委託部分については、公明性と共に、透明性も確保される手段を検討すべきである。要綱の変更見直しを検討すべき時期でもある。	県が直接に管理運営業務を実施できるよう、要綱の変更を行い、平成18年度からは、再委託部分について、県が指名競争入札等により民間業者に業務を委託した。
本庁庁舎警備業務	受託者が開発した機械警備システムを県庁内に備え置いているため、受託者以外の者ではそのシステムの故障時に迅速に対応できないからであるという。しかし、かかる理由で一旦機械を設置した業者に半永久的に随意契約により人件費が支払われるのは問題である。	平成18年度においては、指名競争入札を実施した。
職員駐車場鎖開閉業務	契約金額が低いからといって、見積り合わせを行わないまま随意契約をすることの妥当性に疑問がある。	平成17年度においては、3者から見積りを徴した。
県庁外来駐車場整理業務	受託者は離職者対策として設立された会社であり、また、県が出資している会社でもあるが、受託者の従業員が現在も架橋離職者であるのか定かではない。離職者対策事業であることを考慮して、随意契約であることに合理性を認めるとしても、相見積りを徴して価格の妥当性を裏付け	(財)経済調査会発行の「建設物価」及び「積算資料」と国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務積算基準」を参考に積算し、設計金額の妥当性を確認した。

	ておくことは必要ではないかと考える。	
自動車二税電子計算処理業務	積算内訳等の詳細な資料が無く、価格の妥当性についての検討が十分に行われていないおそれがある。	自動車二税電子計算処理業務は①システム運用業務②システム変更業務③汎用機帳票処理業務で構成されております。 ①及び②の業務については、必要な工数に全庁的な積算単価を使用して積算しており、価格は妥当であると考えております。 ③の業務についても、詳細な積算を行っているところですが、更にコンビニ収納導入による納税通知書等の新様式化を機会に、実績により精算を行うなど、この部分に係る契約の見直しを行いました。
青少年センターの運営業務及び使用料徴収事務	民間委託と財団法人への委託とどちらが県に寄与するかを比較検討し、「指定管理者制度」の導入をすべきであろう。	平成18年度から指定管理者制度を導入することとした。
徳島県立鷺敷青少年野外活動センター運営業務及び使用料徴収事務	この施設の規模及び性格を考慮すれば、引き続き県営施設として維持管理していくことは疑問である。地元自治体へ移管する等、適切な措置を望むものである。	青少年に野外活動の場を提供する施設として一定の役割を果たしてきたが、その取り巻く環境の変化等もあり、県立施設として存続させる必要性が乏しいことから、平成17年4月1日に那賀町に譲与した。
交通安全巡回車の運用による交通安全教育業務及び特定任意講習業務	本件契約の巡回車の派遣回数については、明確な契約事項にはなっていないものの、積算上年間100回程度を予定しているのに、実際は50数回しか派遣されていない。しかし、委託金は、当初契約金額全額が支払いされている。十分な検証を行うことなく県費の支払いがなされている。委託契約の趣旨の徹底、十分な検証を行うべきである。	平成16年度においては、事業の実績に応じ、契約額の減額を行うなど、厳密な事後検査に努めた。
地域の文学資源基礎調査業務	データ入力するその意義は理解出来るが、その後入力されたデータに県民がアクセスしようとしても生のデータのままである。費用対効果の観点から今後県民がアクセスしやすい情報開示の方法を検討すべきである。	収集・整理したデータについては、インターネット等で提供しており、一般の研究者等も利用可能な状態にしているところであるが、企画展や教育普及事業を企画・立案、実施する中で活用し、一般の県民の方にも当該業務の成果を還元した。
徳島県郷土文化会館の運営業務及び使用料徴収事務	清掃や警備業務などの再委託金が、83,400,365円(22業務)あり、全て随意契約で行われている。再委託金額が減少すれば当然に委託金額も減少するのであり、特に清掃業務などは随意契約を行う理由もない。県は受託者に対して、再委託に関し入札制度導入を働きかけるべきである。	平成17年度から、競争入札が可能な清掃業務について指名競争入札を実施した。 なお、平成17年12月から、耐震改修工事に伴い全館休館することとしている。
	本委託に関しては、今後指定管理者制度との関係で、抜本的に見直すことが必要となる。	平成18年度から指定管理者制度を導入することとした。
地域国際化支援フォーラム&フェスティバル開催事業	経費の配分の変更について、契約書で明確に規定しておらず、受託者の判断に委ねてしまっている。結果として、変更契約の手続きも取らず明確なルールのないまま当初の計画とは異なった精算がなされている。このような事態が今後起こらないよう、適切な処置を望むものである。	当事業は平成15年度で終了しているが、当課が所管する平成17年度の他の委託事業において、経費の配分の変更について契約書で明確に規定するとともに、変更が生じる場合は事前の手続きを行うよう徹底した。

外国語版とくしま情報誌作成事業	当初契約の仕様書が抽象的な記載にとどまっており、頁数に換算した分量まで記載されていないため、変更の必要性について客観的な検証が困難となっている。当初契約を締結する時点で、契約内容をできるだけ具体的かつ詳細に記載すべきであった。	当事業は平成15年度のみの実施であったが、平成17年度に当課が所管する他の委託事業において、契約内容を詳細に記載した。
旅券作成業務	本件事業に専任していない受託者の専務に対して、その給料の全額を本件委託金の中で支払いしている。今後早期の是正が必要である。	平成17年度からは、本事業への従事割合に応じた額を支払うこととした。
来庁処理によるデータエントリ業務	受託者に対して本件事業を平成2年度以降継続して随意契約をしている。しかし、業務内容はコンピューターへの入力作業であり、コンピューターの作業に手慣れたものであれば誰でも可能な業務である。契約方法を検討すべきである。	来庁処理によるデータエントリ業務については、ホストコンピュータのダウンサイジングにより、入力データ量が減少してきたことから、経済面の検討を行った結果、当該業務を廃止し、外部入力による業務に変更した。
	庁内入力以外に前記（「給与に係る外部データエントリ業務」）のように外部入力の委託も同様に受託者に行っているが、個人情報を含めたセキュリティ面及びいづれが安価であるかの経済面を検討して今後の課題とすべきである。	来庁処理によるデータエントリ業務については、ホストコンピュータのダウンサイジングにより、入力データ量が減少してきたことから、経済面の検討を行った結果、当該業務を廃止し、外部入力による業務に変更した。
システムエンジニア支援作業業務	業務の費用積算単価808,000円については、平成2年度のホストコンピュータの導入当初から単価の見直しをしていないということであるが、近年の人件費の低減傾向や本県の厳しい財政状況からすれば、当然に金額の再検討を行うべきである。 また、所要月数（人月）の積算においても、毎年の業務内容の見直しの際に十分精査する必要がある。	平成17年度の契約に当たっては、人件費や業務量を十分精査して予定価格を積算した。
電子計算処理システムの運用維持管理業務	費用積算単価及び所要月数（人月）の積算について毎年見直しを行うべきである。	平成18年度の契約に当たっては、近年の人件費の低減傾向や業務量の変化を踏まえ、単価、所要月数ともに見直し、精査して予定価格を積算した。
徳島県明るい選挙推進事業	県が直接事業を実施せず、委託事業としているのは、より運動の広がりを持たせるためであるというが、その効果のほどを検証するのは困難である。	選挙啓発事業については、これまでも、総務省、都道府県・市町村の選挙管理委員会と(財)明るい選挙推進協会、各段階の推進協議会が連絡を密にし、一体となって実施することで、明るい選挙の実現に向けて、より高い成果を得られてきたものと考えており、引き続き、県明るい選挙推進協議会連合会とともに、長期的展望に立った啓発活動に取り組むこととしている。 啓発事業であるため、具体的に効果を検証することは困難ではあるが、例えば選挙犯罪の検挙状況を見ると、全国的に低い水準が維持されているところである。 なお、事業の執行に当たっては、経費削減に努めるとともに、平成19年度には事業内容の見直しも行っており、今後ともより効果的な啓発となるよう適宜見直しを図ってまいりたい。
地球にやさしい環境県民	契約当初の企画書には、エネルギー体験見学会が含まれていたが、実	当該事業については、単年度事業であり、事業自体は完了

運動推進事業	際には実施されていない。契約はこの見学会を実施することを前提として積算して締結されており、国や受託者との協議の中で企画内容の変更が行われたとしても、その経緯を記録し、それに基づく指示書又は変更契約の締結等、適切な処置を執るべきであろう。	している。 そのため、今後、当該事例のように契約内容の変更が生じた場合は、協議記録の作成や変更契約の締結等、適切な事務処理を行うこととする。
援護関係事務（遺族年金等請求指導等）	昭和19年に被災した富山丸の慰霊祭に係る経費については、受託者が何を供物としたかその領収書が県に提出されていない。	平成16年度の業務完了報告書に領収書の写しを提出させた。
	年金受給者失権防止研修業務委託については、契約当初の実施計画書では、15カ所での遺族大会等で研修を行うとして県に提出されていたが、受託者の実績報告書では、13カ所で研修を行ったとして報告されている。回数不足に関する調査が行われていない。契約と異なる実施内容になっていたのであれば、変更契約等適正な措置を取ることを検討すべきである。	平成16年度は、当初の契約どおりに履行されていることを確認した。 平成17年度においても、契約内容に変更が生じる場合は、事前の手続きを行うよう徹底した。
援護関係事務（傷病恩給等の請求指導等）	受託者の事務員の給料全額が本件委託金の中から支払われている。しかし、受託者の事務員は、本件委託事業以外の事務も行っているのであり、委任事務の割合に応じた適正金額を査定すべきである。	団体の経理区分を厳密にし、適正な経理をするよう指導した。 その結果、本件委託事務の割合に応じた適正な金額が委託金から支払われた。
社会福祉従事者研修事業	研修は、階層別研修・職務別研修・特別研修に分かれており、有料である。資料代程度であるというが、それは、受託者の収入になっている。平成6年3月の厚生省通知によると、人材センターの事業主体は県であるとされている。県の事務事業を受託者に委託したのであり、県の収入にすべきであり、改める必要がある。	人材センターへ委託する研修において受講料を徴する場合は、県の歳入にすることとした。
県立総合福祉センターの運営管理及び使用料徴収事務	受託者から再委託されている業務があるが、再委託先に関して、県は年一回の監査の際チェックしているにとどまり、県に対して再委託先との契約方法、あるいは支払い内容等に関して、報告義務を課していない。これでは委託金額の適正調査は不十分とならざるを得ない。県は受託者に対して、再委託前にその金額・契約種別・積算根拠を詳細に事前報告させるべきである。	平成17年度においては、再委託前に金額・契約種別等を報告させた。
老人医療費適正化推進事業に係る老人医療費分析システム開発業務	受託者の再委託契約には、県は全く関与していないというが、県からの委託金額の大半が、再委託先に支払われているのであり、県のチェックとしては不十分である。	今後の再委託が見込まれる契約時には、内容について事前確認を徹底してまいりたい。
	契約金額の積算根拠が明らかではない。システム開発に必要な人月で計算しているというが、何故算定の基礎となった人月なのかの具体的な根拠を県は持ち合わせていない。算定根拠についての検討をすべき部分である。	今後の他の類似契約締結時には、算定根拠について十分検討し、より適正に執行してまいりたい。
県立看護学院の運営並びに授業料の収納及び証明手数料徴収事務	当初契約額と精算額に大きな開きがあるのは、当初予定していた外部講師を、学内の講師で賄ったことにより、金額に差額が出たということであった。しかしながら、学内の講師で担当できるものであれば、当初	平成18年度の積算に当たっては、所要額を十分精査した。

	<p>契約の時点でチェックできたはずであり、県の契約に関する審査が不十分なことを示すものである。</p> <p>退職金については、毎年の委託契約金の中から給与額の6%が退職給与引当金として積み立てられているが、実際に発生した退職者の退職金に不足が生じたため、不足分の退職金を支給したものである。しかしながら、退職金は、当該年度だけではなく過年度になされた労働の対価でもある。契約書の文面上も、退職金の支払いに関する規定はない。にもかかわらず、それについて、当該年度の委託契約の委託料として県が全額負担することには検討の余地がある。</p>	<p>過年度になされた労働の対価としての退職金相当額を当該年度の委託契約の委託料としては計上しないこととし、退職給与引当金の残高を勘案の上、当該年度の委託契約の委託料として適正な額の退職給与（引当）金の計上を行うこととした。</p>
先天性代謝異常症等検査業務	<p>積算資料を確認すると、その内訳である賃借料に関して消費税込みの金額で計上されているが、その後賃借料を含めた合計金額に対しても消費税が上乘せされて計算されている。結果的には、賃借料についての消費税相当額が、内訳の段階と合計金額の段階で二重計上されている。所管課によると、内訳の段階での消費税は受託者の利益相当分として積算しているものであり、消費税という表記は記載上の便法に過ぎないとのことであるが、もしそうであるならば表記方法等を検討すべきである。</p>	<p>平成17年度の積算においては、誤解を生じることのないよう、消費税を合計金額の段階で記載した。</p>
公衆衛生学的調査研究事業	<p>本件事業は、テーマの選定も成果品に関する権利保持も受託者にあり、委託契約にはそぐわないと考えられる。</p> <p>徳島大学契約担当官の報告も消費税の記載が入っていたり入っていないなど、区々に分かれている。</p>	<p>平成15年度限りで廃止した。</p> <p>平成16年度から、事業完了報告書に消費税を記載することで統一した。</p>
徳島県献血制度推進特別事業	<p>説明会において金額を開示しているが、それがなければより低い金額での契約がなされた可能性がある。県が予め開示している金額は500万円で、その積算金額は過去の実績であるという。しかし、毎年同じような内容の企画であり、過去の実績を積算根拠とするならば毎年減額となるとも考えられ、今後の契約には、この点も考慮して積算すべきであろう。</p>	<p>平成17年度限りで事業を廃止した。</p>
徳島県リフトバス運行事業	<p>委託金額の積算根拠を確認すると、その内訳は需用費、役務費、委託料（徳島バス(株)への再委託料）であり、受託者の本件事業に関する人件費については積算根拠には含まれていなかった。この点について確認すると、本件事業に関する人件費については他の委託契約でまとめて計上しているということであった。個別契約の趣旨を没却するものであり、契約ごとの人件費を按分して委託契約をする方法に改めるべきである。</p>	<p>平成18年度限りで事業を廃止した。</p>
隣保館活動支援業務	<p>当初契約額には相当額の人件費が含まれている。受託者には1名の職員が常駐しているところ、その職員の給与は全額県が支払いしている。一方で受託者は、県が委託している事業だけを行っているものではない。県が常駐職員の給与全額を支出する根拠に乏しく、早々に改めるべきである。</p>	<p>受託者事務局職員の人件費については、隣保館設置14市町が全額を負担するように改めた。</p>

介護実習・普及センター運営事業	人件費の積算に当たり、平成12年度までの国庫補助積算根拠（老人福祉施設措置費事務員単価）を使用して、これを基準にしているが、平成13年度から一般財源化された後も見直しがされておらず、積算方法の工夫が必要である。	平成18年度予算における人件費積算に当たっては、人事院勧告による給与改定率を反映させることにより見直しを図った。
徳島県立徳島乳児院運営事業	単年度契約であるが、昭和58年に締結した契約書を自動更新を重ねて現在も利用して、毎年契約書を作成していない。しかし、その契約書によるとひのみね学園の管理運営委託が含まれているが、実際にはこの委託は含まれていないのであり、契約と契約書の内容に齟齬が生じている。現状に即した新しい契約書に書き換えるべきである。	平成17年度から、実態に即した契約書により、契約を締結した。
	契約後県が受託者に委託金を支払っているが、その後一部が県に返還されていて、最終的な返還額が約700万円であり、また、これ以外に年度途中で1,000万円の過払いを相殺処理により調整している。その原因は、6月と11月に支払われた人件費分を年度当初の人員により積算したところ、実際に稼働した人員は、年度当初で見込んだ人員に比べて、大きなずれが生じたためである。支払前に現実に必要な人件費の積算をし、より正確な精算に努めるべきである。	平成17年度の契約締結にあたっては、委託金額の十分な精査に努めるとともに、委託業務完了に伴う精算の際に多額の返還金が生じないように、年度途中における概算払いにあたって十分な精査に努めた。
総合労働相談サービス推進事業	緊急地域雇用創出特別基金事業の場合、人件費の割合が80%を超えることが要件とされており、現に本件契約書にはその旨明記されている。しかしながら、本件事業では、この要件を満たしておらず、人件費比率は約71.2%である。所管課の説明によると、徳島県全体で80%の要件を満たしていれば問題はないというが、契約書に明記されている以上要件を十分に満たしていないと言わざるを得ない。また、当課は、緊急地域雇用創出特別基金事業を所管する課でもあり、より適正な事務処理をすべきである。	平成16年度においては、契約内容の検討を行うとともに、契約どおりに履行されていることを確認した。
職場のメンタルヘルス支援事業	契約書では、パンフレット作成も委託内容となっているが、作成されていない。所管課の説明では、他の印刷等を実施したために、費用不足となったからであるというが、これでは委託契約の趣旨を没却している。パンフレットの作成は契約上の義務であり、委託契約とは何かを再検討する必要がある。	平成16年度においては、契約どおりに履行されていることを確認した。
	緊急地域雇用創出特別基金事業の場合、人件費の割合が80%を超えることが要件とされているが、人件費比率の要件を満たしていない。	平成16年度においては、契約内容の検討を行うとともに、契約どおりに履行されていることを確認した。
まるごと体感とくしま推進事業（体感とくしま促	受託者が契約前に提出した見積書には、旅行商品企画費350万円、パンフレット作成費145万円等その他使途の明細が添付されているの	平成16年度の業務完了報告書に使途明細を添付させた。

進委員会，とくしま体感ツアー促進事業）の企画及び実施業務	に，業務完了報告書には，これらの明細が触れられていない。所管課によるとチェック用書面として受け取り精査したと言うが，業務完了報告書に書類を添付させるべきであった。	
まるごと体感とくしま推進事業（ネイチャースクール）の企画及び実施業務	チェック用書面に添付された経費支出明細書には，パンフレット作成費の中に契約書で定められた旅行商品企画費の一部が含まれていて，十分な事後検証がなされたのか疑問である。	平成16年度においては，業務完了報告書の内容について十分な検証を行った。
	契約書に添付された仕様書，つまり，委託内容の詳細を明記した書類には，サーフィン・ボディボード教室を5回実施することになっていたのに，実際には4回しか実施されていない。また，仕様書には無人島体験が記載されて契約内容になっていたのに実施されていない。その理由はともかくとして，仕様書記載の内容が忠実に履行されておらず，変更契約等のしかるべき処置を執るべきであった。委託契約とはどのような契約であるのか再検討する必要がある。	平成16年度においては，契約どおりに履行されていることを確認した。 なお，当該が所管する平成16年度の他の委託業務のうち，契約内容に変更が生じたものについては，十分に精査し，必要が認められたものについては変更契約を行った。
徳島県立あすたむらんど管理運営業務及び使用料徴収事務	見積書に，その委託金額の用途についての明細がない。これでは何をもって金額を定めたのかとの疑問を感じる。見積書の記載内容について再検討すべきである。	当業務は平成16年度で終了しているが，当該が所管する平成17年度の他の委託業務において，見積書に用途を明記させた。
徳島県立大鳴門橋架橋記念館管理運営業務及び使用料徴収事務	再委託契約があるが，そのうち植栽以外の業務はすべて随意契約である。しかしながら，清掃業務などについては，広範囲であるからというのが所管課の説明であるが，説得力に乏しい。随意契約でなければならない理由も見いだせない。競争入札でも可能ではないか，再検討の余地がある。	平成18年度から指定管理者制度を導入することとした。
県営林素材生産事業	委託業務完了報告書には，精算書が添付されているものの，領収書の写しなどこれを証明する書類が添付されていない。所管課によると後日突合するというが，業務完了の際に書類を添付させて，その正確性を担保すべきである。	平成18年度から指定管理者制度に移行した。
野生鳥獣被害に関する調査業務	変更契約がなされている。変更契約書には「事業内容」の部分に原契約数量と変更契約数量の各素材生産予定数量が立米数で記載されているのみであり，それによれば当初契約より立米数が減少するのにもかかわらず金額が増となっている。金額が増となった実質的理由は集材索道の架設・撤去等の費用の変動とのことであるが，変更契約書の文面を見る限りではそれが判然としない。変更契約書には金額の変動理由が一読して理解できるように契約内容を表記すべきであるし，そのような表記がないまま契約変更の承認をするようなことが無いように決裁体制を整えるべきである。	変更契約に当たっては，変更内容が一読して明らかに理解できるように表記を改めた。
	委託契約書第3条では，書面による承諾無き再委託を禁止している。しかし，現実には書面による承諾がないまま再委託がなされている。本来この契約は当初から再委託なくしてできないものである。契約書を精査することなく既存の契約書を利用している証左である。契約の際には	平成16年度からは，再委託前に事前の手続きを履行させた。

	契約文言を精査することが必要である。	
フードシステム連携強化・循環推進対策事業	<p>本件事業は、①消費者との交流による情報提供・意見聴取②加工食品に関するニーズ調査、③県産加工品パンフレット等の作成を業務としているところ、見積書では①について300,000円、②について2,000,000円、③について700,000円の合計3,000,000円とされており、これによって委託金が決定されている。しかし、完了報告書によると①については、321,300円、②については、1,752,840円、③については、925,860円の合計3,000,000円で完了したこととされている。見積書が正確でなかったこと、また、3つの業務間での流用がなされているのではないかの誤解を生じかねない。</p> <p>今後、見積書と精算が異なれば、その理由を完了検査の中で報告すべきであり、必要があればしかるべき措置を取るべきであろう。業務間の流用を認めるにしても、契約書でその限度額を明示すべきであろう。</p>	<p>契約締結に際しては、詳細な仕様書を提示することにより、正確な積算による見積書の提出を求めることとした。</p> <p>また、事業の進捗状況や契約後の不測の事態により、やむを得ず見積額の内訳等に変更が生じた場合は、その内容を十分協議し、変更契約を締結するなど適正な処理を行うこととした。</p>
森林吸収源データ緊急整備事業	<p>受託者と県との契約書には、書面による承諾無くしての再委託禁止条項が明記されているが、実際には書面による承諾無きまま受託者から再委託が行われている。本件は再委託が当初から予定されていたのであり、契約書の内容に問題がある。契約内容に沿った書面を検討すべきである。</p>	平成16年度からは、再委託前に事前の手続きを履行させた。
	<p>完了報告書には、費用支出の明細が添付されていない。完了報告の意義を再確認すべきである。</p>	平成16年度の完了検査において、費用支出明細等を確認した。
広葉樹等コンテナ苗木生産技術改良事業	<p>県の当初予算は、300万円であったところ、受託者から提出された見積書では、250万円となっており、県の予算積算に甘さがあるのではないかと疑問がある。</p>	平成17年度の積算においては、過去の実績も考慮して縮減に努めた。
	<p>受託者は、平成14年6月に設立された組合で、「県立高丸山千年の森」事業を受けて設立されたと推定され、しかも本件事業の技術改良には、県が当初から関わっている。については委託事業とせず直接県が実施することも考えられる。</p>	<p>監査意見により、種子の採取からコンテナ等による苗木生産に至る技術の改良を委託する業務内容について再度検証した。</p> <p>地域自生樹からの種子採取や苗木生産には、恒常的な観察と機敏な対応が不可欠であり、また、費用対効果も委託が有利であることなどから、当該委託業務を継続した。</p> <p>なお、この委託事業は平成17年度で終了し、委託当初の目的を達成した。</p>
徳島県立高丸山千年の森管理業務	<p>契約書添付の委託費内訳表には、人件費が6,398,000円として計上されているが、契約後受託者から、週休一日制から二日制への移行に伴い、人件費が1,120,000円減少した旨の変更届が提出されている。しかし、トータルとしての金額に変更はない。その理由は、契約段階では、計上されていなかった「その他」という費目の変更届では、新たに追加された故である。しかし、「その他」の具体的な内容を示すものではなく、人件費が減少したが、当初契約額を維持するために「その他」を計上したものと考えられる処理である。厳密な事後検査の上、</p>	平成16年度においては、事業の実績に応じ、契約額の減額を行うなど、厳密な事後検査に努めた。

	適切な処置をすることが望まれる。	
種苗生産施設運営業務	県が所有する種苗生産施設において、水産種苗の生産育成をしているのであるが、事業の必要性を検証すべきである。	県民に対する水産物の安定供給、並びにそれを果たすための水産業の振興は、民間事業者や漁家等の当事者共々、行政としても取り組まなければならない課題である。水産物の安定供給のためには、水産資源の持続的利用の確保を図っていく必要があり、栽培漁業はその有効な方法のひとつである。このため、民間事業者の参入がない水産種苗の生産に行政として取り組みを継続していく必要がある。 なお、今後とも、より効果的、効率的な栽培漁業を推進するために、県の種苗生産施設が担う役割は、一層大きくなると考えられることから、平成20年度に、生産魚種や種苗生産機関の機能・役割の見直しを進めていく工程表を作成した。
県営種苗放流事業	許可による資源減少の代償として当該事業を行う必要があるか否かに付き、再検討の余地がある	水産資源の管理は重要であり、許可制度は水産資源の管理に有効な手段である。 内水・海面を問わず水産資源の保護・培養は国を挙げた課題であり、自然環境の保全にも貢献するものである。また、県民に対して水産物の安定供給を確保するため、本県における重要な漁業対象魚種であるうなぎの放流を県営種苗放流事業として実施しているものであり、内水面漁業の振興施策として、今後も継続する必要がある。
土木調査事業（道路整備の効果に関する検討業務）	本件調査の結果は、県のホームページに載せて新しく設置された道路状況を県民に開示するとともに、道路整備の説明会において地権者等へ道路開設の利点を説明する資料に役立てているという。道路整備の効果を説明する際の資料であるが、今後は、成果品のさらなる活用も検討すべきである。	平成16年度の調査結果については、徳島県のホームページ及び四国地方幹線道路協議会監修の広報誌への掲載に加え、「オンリーワン徳島行動計画」の達成状況を検証するための資料とするなど、さらなる活用を努めた。
土木技術協会業務指導等業務	本件契約で支払われた委託金の中から、契約対象となっていない公園管理業務の担当者の給料等が支払われているので、都市計画課との整理調整が必要である。	平成17年度の契約書に公園管理業務を明記した。
	派遣職員の一部は県の業務を補完する工事監督補助業務に従事しており、実質的に県の業務と同様であることから、派遣することなく県が自ら実施できるものであったのではないかと。当該団体への委託業務について再考が必要である。	平成16年度からは、県の業務を補完する工事監督補助業務に従事させていない。
	必ずしも本件業務に専従しているわけではない受託者の管理者（県からの派遣職員）の給料等が本件契約の委託金により支払いされているので、この点も早々に是正すべきである。	平成18年度から受託者の管理者への派遣は廃止した。
徳島県総合交通体系調査	本件契約による成果品は、道路計画チームに配布されているが、それ	本調査書を国及び関係市に配布し、本県の交通施策の推進

	以外には配布されていない。約1,000万円近い金額をかけて調査した結果をもっと有効利用すべきである。	のために有効利用した。
徳島県営駐車場の管理業務及び使用料徴収事務	受託者は、当該施設の管理規則で社会福祉法人徳島県社会福祉協議会と定められ、これに従って契約されているが、本件契約を受託者に特定すべき理由も見あらず、管理規則の変更が望ましい。	平成17年11月に徳島県駐車場管理規則を改正し、委託の条項を削除した。
徳島県鳴門ウチノ海総合公園の維持管理運営業務	大幅な減額がなされている。その原因は浄化槽の管理費用として積算したものが1年目は不要であることが判明したからであるという。積算が十分でない証左である。	平成17年度の積算に当たっては、所要額を十分精査した。
県営住宅管理業務	委託契約の中には、専務理事と事務局長の給料報酬が全額含まれている。しかし、受託者は本件以外にも事業を実施しており、全額県が負担するのは、疑問である。	専務理事等県営住宅の管理以外の事業をも分掌する職員の給与負担については、業務の従事割合に応じたものとした。
耐震相談所設置事業	受託者が県に提出した見積書によると、会場費＝8,085円×30回と記載されていて、この見積書の金額と同額で県は受託者と委託契約を締結している。 しかしながら、実際は大部分が受託者の部屋で相談が行われていて会場の借り上げは3回しか行われていない。すなわち会場費を人件費等の同事業内の他の経費に流用しているのである。ところが委託業務完了復命書及び委託業務完了検査結果状況調書には、「委託契約書のとおり完了したことを認める」とされている。本件事業は平成9年から実施されているもので過去数年間にわたって同事業内の経費流用が行われていて、しかも検査が不十分なためにこのことが判明しなかったものである。見積書と契約書の精査、厳格な完了検査を強く求めるものである。	平成16年度の完了検査において、見積書と決算書から委託要領書を含む契約内容の履行状況について十分な確認を行った。 また、平成17年度は、見積書の内容を十分に精査した上で契約を締結した。
徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県蔵本公園の体育施設運営業務及び使用料徴収事務	契約書第14条には、原則として再委託が禁止され、再委託する場合は県の事前の承認が要件となっているが、再委託するに際してこの手続きが履行されていない。	平成17年度からは、事前の承認手続きを履行させた。
徳島県立穴吹クレー射撃場の管理業務及び使用料徴収事務	契約書第9条には、原則として再委託が禁止され、再委託する場合は県の事前の承認が要件となっているが、再委託するに際してこの手続きが履行されていない。	平成17年度は、当該射撃場の休止に伴い、委託契約は行っていないが、当該課が所管する他の委託契約において、事前の承認手続きを履行させた。
	委託金額の積算にあたって、需用費、委託料（徳島県クレー射撃協会への再委託料）等の事業費のほかに、公課費として税務署への消費税納付額相当額約50万円をプラスして金額計算を行っている。しかしながら、本件委託契約に関しては、需用費等の事業費はすべて課税仕入れに該当するものであるため、委託金額＝事業費とすれば消費税納付額は生じない。したがって、消費税納付額相当額を契約金額にプラスするのは誤りである。受託者が消費税納付額相当額の還付を受け、その後県が受託者からその金額の納付を受ける等の適正な措置を講ずるべきである。	受託者が消費税の還付を受け、受託者からその金額の納付を受けた。

	<p>県の事前承認を得ることなく委託料の科目流用がなされている。需用費が増額となり、一方委託料・使用料・租税公課が減額となっている。しかしながら、契約書第6条第1項には、「委託料の科目流用については、事前に甲（徳島県）の承認を得るものとする」と明記されており、前記科目流用は妥当性を欠き、しかるべき処理を行うべきであった。</p>	<p>平成16年度における委託料の科目流用に当たっては、事前の承認手続きを履行させた。</p>
鳥居記念博物館運営業務及び使用料徴収事務	<p>委託金の科目流用がなされている。共済費・需用費が増額となり、一方給与・賃金・報償費・旅費・役務費・借損が減額となっている。この処理は県の事前承認を得ることなく行われており、県が調査した結果判明したので、科目流用という処理をしたものである。しかしながら、契約書第6条第2項には、「委託料の科目流用については、事前に甲（徳島県）の承認を得るものとする」と明記されており、事後的に科目流用を認める処置は妥当性を欠く。</p>	<p>平成17年度における委託料の科目流用に当たっては、事前の承認手続きを履行させた。</p>
四国山地カモンカ特別調査	<p>受託者が制定した「取扱規程」によって受託者の希望のままの金額で契約しているが、このような方法では、県がどのようなチェックをして金額の妥当性を判断したのか不明瞭である。県独自の契約金額積算を示すことを検討すべきである。</p>	<p>平成22、23年度実施分から、見積依頼に際しては他県の実施仕様書等なども参考に詳細な仕様書及び予定価格を作成している。</p>
	<p>受託者が提出した見積書によると、交通費・宿泊費・日当等細かく記載されているが、業務完了報告書では、この見積書との対比、例えば、交通費が実際いくら必要であったのか、宿泊費は見積書と齟齬がないのか等の検証が十分ではない。また、完了検査では経費支出内訳書で確認するだけで、領収書などの証拠書類の提出は求めているというが、今後の同種契約の金額査定に資するためには、これらの資料も提出させるべきである。</p>	<p>平成22年度実施分から、業務が完了した際に、見積書と精算調書との整合性の確認はもとより、領収書等の証拠書類との突合を徹底するなど、適正な執行を確認することとしている。</p>
速度違反自動取締装置保守業務	<p>国土交通省監修の建築保全業務積算基準に基づき積算している。また、精算額が毎年同じ額である。積算資料に工夫の余地があり、かつ費目によっては減額の余地がある。</p>	<p>平成17年度の積算において、業務管理費及び一般管理費の割合を引き下げるにより減額を図った。</p>
警察本部庁舎設備運営管理業務	<p>本件のような業務を担当したことの無い受託者を契約相手とする必然性があるとは思えない。社会情勢の変化及び他県の状況等を考えれば委託業務内容・方法等を見直すことで民間企業によっても目的は達せられると考えられるので、公務の公正・信頼を確保するためにも、競争入札による契約を実現させるよう努力すべきである。</p>	<p>平成19年度から指名競争入札を行った。</p>
	<p>再委託が禁止されていて、業務の全部又は大部分を一括して再委託する場合は事前承認が要件となっている。本件では契約金額75,915,000円のうち19,182,000円という決して小さいとは言えない</p>	<p>平成17年度においては、契約書に再委託の禁止を明記し、再委託に係る業務を除いて契約を締結した。 なお、従来、再委託されていた業務については、当課が直</p>

	い部分が書面による県の承諾無きまま随意契約により再委託されているが、「一部」の再委託であるから、契約書には反しないというのが所管課の説明である。しかし、そもそも「大部分」という語句は契約文言として妥当でない。	接契約することとした。
	受託者からの見積りは、総額のみであり、完了報告にも明細がない。価格の妥当性を確保するという観点からも明細をつけるべきである。	平成17年度から、見積書に明細を添付させた。
運転免許センターほか5カ所の設備運転管理業務	本件のような業務を担当したことの無い受託者を契約相手とする必然性があるとは思えない。警察業務の特殊性も理解はできるが、それによって随意契約の要件を十分満たしているとまでは認められず、公務の公正・信頼を確保するためにも競争入札による契約を実現させるべきである。	平成17年度においては、指名競争入札を実施した。
運転免許証更新等通知事務	通知見込み件数113,500件を想定して委託金額を決定しているところ、実際に通知されたのは、再通知を含めて110,541件であった。今後の委託金額積算の参考にして金額の圧縮に努めるべきである。	平成17年度の積算においては、通知見込件数に転出、死亡、取消などの減少要因を加味した。
運転免許証更新時講習事務	見積書には、講習回数等業務の内容に即した資料が添付されておらず、正確性の観点から問題がある。担当者はほぼ回数が決まっているからというが、講習内容もA(優良運転者)講習、B(一般運転者)講習、C(違反運転者)講習とあり、それぞれ内容を異にし、また、各所轄署でも回数が異なるのであるから、今後見積り段階で年間の講習予定回数等の内訳を記載するなど、業務量・内容に即した見積りを徴して、正確性を高めるべきである。	平成17年度から、講習予定回数等の内訳を記載した見積書を徴した。
運転免許関係事務	積算は、年間108,000件の更新事務を想定して行っているが、実際の件数は101,968件であった。今後の積算に関して実際の件数を参考にして委託金額の減額に努めるべきであろう。	平成17年度の積算においては、更新予定者数に転出、死亡、失効などの減少要因を加味した。
運転免許証作成等関係事務	「運転免許関係事務委託」の契約と委託契約の文言上は一部重複する部分も含むが、別個の事務であるなら今後は、個々の委託事務ごとに記載内容事項変更等を行うことによって、内容を明確にする必要がある。	平成17年度においては、運転免許関係事務と運転免許証作成等関係事務の契約内容を明確にし、重複しないようにした。
	免許証作成事務は、繁忙時には県警職員と合同で行うことがあるというが、委託業務である以上、業務内容を峻別し合同で行うことのないようにするべきである。	業務内容を峻別し、合同で行わないようにした。
まとめ 契約内容と完了した業務に齟齬があるにもかかわらず、当初契約金額のままで支払われて、その是正を求めた契約	契約した業務の一部が完了されていないのに、当初の委託金額が支払われている例が極めて多い。これは担当職員が委託契約とは何かを誤解していること、また、事後検査が不十分なことに起因するものである。詳細な契約書・仕様書・要領を作成した意義を没却させないように、今後全課に周知徹底を強く期待する。	平成17年度の会計事務実務担当者研修会及び一般職員を対象とした契約事務講座等において、事後検査の重要性について周知徹底した。

<p>まとめ 委託業務完了後の検査が不十分と指摘した契約</p>	<p>契約完了後の検証は、委託した業務が誠実に履行されているか、委託金の使途に問題はないか等を調査するものであり、また、今後の契約金額にも影響を及ぼすもので重要な手続きである。関係機関に周知徹底するべきであろう。</p> <p>完了検査の不十分さ、これに起因する科目流用の黙認等重大な問題がある。今後このような事態を招かないためにも、事後検査に関する基準を作成する必要がある。</p>	<p>平成17年度の会計事務実務担当者研修会及び一般職員を対象とした契約事務講座等において、事後検査の重要性について周知徹底した。</p> <p>事後検査の重要性について審査を通じて指導するとともに、平成18年度の会計事務実務担当者研修会及び一般職員を対象とした財務事務研修において、契約内容の適正な履行の確保について周知徹底を図った。</p>
<p>提言 外部委託に関する基準の作成</p>	<p>県が直接実施すべき業務と民間等の活用を図るべき業務を明確にするためにも、外部委託に関する基準（ガイドライン）を早期に作成すべきである。</p>	<p>外部委託に関する基準を定めた「徳島県外部委託推進指針」を策定し、全所属に周知徹底を図った。</p>
<p>提言 競争入札の徹底等</p>	<p>県は競争入札の原則に立ち戻り、随意契約を減ずる努力をなすべきである。</p> <p>随意契約とする場合の基準のより厳格な運用に努めるべきである。例えば、随意契約の理由を記載するにあたっては、「競争入札になじまない」などの抽象的な理由ではなく、具体的に何故競争入札になじまないのか詳細に記載するように改めるべきである。</p>	<p>「随意契約ガイドライン」を定め、随意契約によらざるを得ない場合には理由を明記することを周知徹底した。</p> <p>随意契約の具体的な運用方針を定めた「随意契約ガイドライン」を作成し、全所属に周知徹底を図った。</p>
<p>提言 契約を変更する場合の取り扱い等</p>	<p>事前の届け出や内容の軽微な範囲についても契約書に明記し、また、事後の検証を厳格に行うことにより、県としての基準を明確にし、契約内容の確実な履行を確保すべきである。</p>	<p>委託契約書の標準様式において、「重要な委託業務内容」の変更についても書面によることとし、各所属に文書で通知した。</p>
<p>提言 委託先が再委託する場合の基準の設定等</p>	<p>公益法人等に限らず広く民間も含めた全ての委託先における再委託についての基準（内容、金額、契約方法）を設定し、的確な委託先の選定に努めるべきである。</p>	<p>本県の委託契約書標準様式に盛り込まれている「再委託の禁止」及び「書面による事前承認」の条項の契約書への記載並びに再委託の運用について適正化が図られるよう、会計事務実務担当者研修会等で周知徹底を図った。</p>
<p>提言 複数年契約</p>	<p>コンピューターのシステム開発に当たっては、当初のシステム開発発注の際に、その後当然必要になる保守管理業務の費用を含めた相見積りを徴求し、複数年契約をすることにより委託料の節減を図ることを検討すべきであろう。</p>	<p>「徳島県ICT推進本部」に設置した「調達管理委員会」において、効率的なICT投資を図ることを目的とした「徳島県情報システム調達指針」を作成し、契約段階における遵守事項として、経費削減効果が見込まれる場合には原則として長期継続契約を締結することを明記している。なお平成19年度からは「調達管理委員会」により、指針に基づいた調達が行われているか審査している。</p> <p>更に、平成20年3月には「徳島県情報システム調達ガイドライン」を「調達管理委員会」において策定し、原則として、同一事業者と複数年にわたって契約を行う方が効率的な調達となることが想定され、複数年の仕様が確定できる案件については、複数年契約を締結することとしている。また、企画提案方式や総合評価方式による調達を活用し、複数年に</p>

		わたるライフサイクルコストベースの価格評価を実施したり、評価項目において2年目以降のシステム開発費や運用保守費を低減させる取り組みを提案したものを高く配点するような評価項目を盛り込むことで、ライフサイクルコストの削減を図ることとしている。
	複数年契約による費用節減についての可能性は、コンピューター・システムに限らず、例えばエレベータの保守管理や、警備業務・清掃業務等、毎年同様の業務を継続する委託契約に応用できるものと考えられる。受注者にとっても確実に複数年の契約を獲得できるとの前提であれば、料金を減額してでも受注するメリットがあるはずであり、今後契約の性質を考慮して、導入を検討すべきであろう。	平成18年度から、エレベータの保守業務をはじめとする10件の委託業務について、複数年契約を導入した。
提言 コンピューター・システム開発及びその維持管理に関する契約	徳島県においてもすでにシステム再開発が実行されつつあるが、より実のある改革をするためには、システムの基本設計をする際に業者任せにせず、県職員の参加を図ることが重要であり、これが不十分だと、小型サーバーを用いたところで、基本プログラムの公開や維持管理費の節減に十分な効果を上げられないおそれがある。 もちろん、そのためには、県職員のスキルアップや、場合によっては民間出身の専門職を職員として雇用することが必要となる。	県職員のスキルアップのための効果的な研修方法や民間出身者の雇用等について、システム調達の見直しと併せて現在研究を進めているところであり、「徳島県ICT推進本部」に「調達管理委員会」を設置し、効率的なICT投資を図ることを目的とした「徳島県情報システム調達指針」を作成し、その中で人材の育成及び活用を図ることについても明記した。 そのなかで、情報システム調達において、特定事業者の独自技術に依存しないオープンな技術仕様（オープンソースソフトウェア等）を積極的に採用することにより、いわゆる開発ベンダーによる囲い込みをできる限り排除し、競争性を確保するとともに、トータルコストの削減を図ることとしている。 また、情報システム課においては課内研修等により職員のスキルを高めるとともに、原則として基本仕様書については職員が自ら作成することとしている。
	徳島県においても、今後コストの試算をした上で、コンピューター・システム開発の外部委託に関して、全庁的に、より実効性のある改革を推進すべきと考える。	「徳島県ICT推進本部」に「最適化推進委員会」及び「調達管理委員会」を設置し、庁内の業務・システムの最適化やシステム調達の見直し等について、関係課を含め全庁的に取り組んでいるところである。 また、効率的なICT投資を図ることを目的とした「徳島県情報システム調達指針」のなかで、予算化段階における遵守事項として、費用対効果を確認することを明記している。
提言 契約の内容に応じた契約方式の選択並びに契約書の作成	その委託契約が、請負型委託なのか委任型委託なのかをよく検討し、その区別に応じた契約書の作成をすべきである。 契約金額が一定額を超える巨額な契約となる場合には、業務内容によって細分化をした上でそれに応じた契約書を作成すると同時に、細分化する前の契約形態でよいのか否かも検討すれば、さらに有益であろう。	委託契約の契約形態に応じた契約書雛形を作成し、全所属に通知した。 委任型及び請負型が混在する委託契約については、必要に応じて、業務内容ごとの契約書を作成するように全所属に周知徹底を図った。